

報酬表

(全て税抜き価格です)

工藤経営事務所

【1】コンサルティング業務

項目	金額
① 人事制度・評価制度策定指導業務 給与制度・退職金制度策定指導業務	1か月 120,000円 (月1回訪問とする)
② 人事制度・評価制度運用指導業務	1か月 60,000円
③ 就業規則本体作成(全面改定含む) 給与規程作成(制度設計除く) 退職金規定作成(制度設計除く) パートタイマー等就業規則作成 その他諸規定作成(1規程あたり)	120,000円 60,000円 30,000円 60,000円 30,000円
④ 就業規則一部変更手続	30,000円～
⑤ セミナー・研修講師派遣業務	1時間 40,000円
⑥ 労働相談指導業務	1時間 20,000円
⑦ 労働局・労働基準監督署調査対応	120,000円～
⑧ その他社会保険調査対応	60,000円～
⑨ CUBIC個人適正検査(採用)	1人 3,000円
⑩ CUBIC個人適正検査及び組織診断	1人 3,000円

【2】手続業務

項目	金額
① 労働保険(労災・雇用)新規適用手続	60,000円～
② 社会保険新規適用手続	60,000円～
③ 健康保険資格取得及び喪失手続	10,000円～
④ 雇用保険資格取得及び喪失手続	10,000円～
⑤ 雇用保険離職証明書手続	10,000円～
⑥ その他通常手続	10,000円～
⑦ 労働保険申告手続(建設以外)	顧問料1か月分 最低15,000円～
⑧ 労働保険申告手続(建設)	顧問料1か月分 最低30,000円～
⑨ 健康保険算定基礎手続	顧問料1か月分 最低15,000円～ 調査立会+10,000円
⑩ 助成金申請	100,000円～
⑪ 複雑な業務に関する手続	別途協議

【3】顧問契約

(1) 労務コンサル顧問

目安(従業員数)	金額(月額)	備考
20人未満	20,000円	① 労務コンサル顧問とは手続業務は行わず、電話・FAX・メール等での相談指導業務のことをいう。 ② 訪問の場合は【1】⑥に準じて別途請求する。 ③ 相談内容が複雑または処理に時間を要する場合、別途請求する場合がある。
20人～50人未満	30,000円	
50人～100人未満	40,000円	
100人～300人未満	60,000円	
300人～	80,000円	

* 従業員数は、常勤役員、出向者、常勤非正規社員を含む人数とする。

(2) 手続顧問

従業員数	金額(月額)	備考
5人未満	10,000円	① 手続業務とは社会保険・労働保険関係の手続及び相談をいう。 ② 顧問料には【2】③～⑥の業務を含むものとする。 ③ 【2】③～⑥以外の業務に関しては別途請求する。 ④ 訪問は必要に応じて行う。定期的に月2回以上訪問する場合は1回あたり20,000円を請求する。
6人～10人未満	20,000円	
10人～20人未満	30,000円	
20人～30人未満	40,000円	
30人～40人未満	50,000円	
40人～50人未満	60,000円	

以下10人を超えるごと10,000円を加算する。ただし、100名を超える場合は別途相談とする。

* 従業員数は、常勤役員、出向者、常勤非正規社員を含む人数とする。

(3) 給与計算

項目	金額
① 給与計算業務	基本料金 月額20,000円(10人未満) 10人を超える場合は、10人ごとに10,000円を加算する。 但し、タイムカード集計等行う場合は人数×1000円を加算する
② 賞与計算業務	1回につき上記と同額
③ 年末調整計算業務	①と同額
④ 年末調整資料チェック	最低 20,000円～
⑤ 給与支払報告書提出	1か所×1,000円
⑥ 初回マスター作成	①と同額
⑦ 給与ソフト導入指導	1時間あたり20,000円